

## 船舶事故等調査報告書

平成22年12月16日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010仙第14号	
事故等種類	乗組員負傷	
発生日時	平成22年1月29日 07時50分ごろ	
発生場所	岩手県陸前高田市陸前樺島灯台から真方位202.5° 0.7海里付近 (北緯38° 55.5′ 東経141° 42.7′)	
事故等調査の経過	平成22年3月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 第一くろさき丸、19トン	
船舶番号、船舶所有者等	IT2-4013（漁船登録番号）、広田湾漁業協同組合	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 機関長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士	
死傷者等	負傷 1人（機関長）	
損傷	なし	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか6人が乗り組み、定置網の清掃作業を行うため、陸前高田市広田漁港の東方沖の漁場で、定置網の桁のワイヤロープに本船の船首尾からロープをとり、船体の固定作業中、船首側のキャプスタンで巻いていたロープが張った状態のとき、うねりにより船体が上下動してロープが緩んでワイヤロープからずれて移動し、平成22年1月29日07時50分ごろ左舷船首部で作業に当たっていた機関長の左手がロープと船縁とに挟まれ、左手の甲に裂傷、左手小指に骨折を負った。</p> <p>本船は、作業を中止して帰港し、機関長は救急車で病院に搬送された。</p>	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3 海象：うねりの波高 約1m～2m	
その他の事項	機関長は、ヘルメット、合羽上下、ゴム手袋を着用していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、広田漁港東方沖に設置された定置網のワイヤロープにロープをとって船体の固定作業中、うねりで船体が上下動してワイヤロープに当たっていたロープが移動したため、左舷船首部で作業に当たっていた機関長の左手がロープと船縁とに挟まれたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、広田漁港東方沖に設置された定置網のワイヤロープにロープをとって船体の固定作業中、うねりで船体が上下動してワイヤロープに当たっていたロープが移動したため、作業に当たっていた機関長の左手がロープと船縁とに挟まれたことにより発生したものと考えられる。	